

## 第4章 地域で育む自立支援社会実現に向けて

施策目標 1

## 日常の自立した暮らしを応援する

● 基本的な方向性 ●

障がいのある人が、地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加するために、その生活を支える身近な地域における支援の仕組みづくりが必要です。

また、障がいのある幼児・児童・生徒については、その成長過程に応じた支援を地域において展開することが重要です。

今後は、身近な地域の中で、グループホームのバックアップや福祉サービスの提供を行うなどの仕組みづくりに力点をおいて取り組むことが必要です。

利用者本位の制度を円滑に推進するためには、身近な地域で展開されている地域住民や当事者団体によるサービス事業者としての参入が望まれ、両者が相まったの相乗的で多様なサービスの提供が期待されます。

また、障がいのある人の立場に立った相談支援体制の充実が必要で、そのための地域福祉推進のネットワークの構築に向け中核的役割を果たす協議の場として自立支援協議会の機能の充実が重要となっています。

今後ますます、個々のニーズに対応した制度への橋渡しが望まれ、適切な事業者の参入と確実な情報提供、事業者への指導など利用者の視点にたった制度展開に努めることが求められています。

社会的入院を続けざるを得なかった障がいのある人等に対しても十分な対応を図ることが求められています。

必要なサービスを自らが選択、決定し、事業者や施設と対等な立場に立って契約を結ぶためのケアマネジメントによる相談支援体制の整備が不可欠です。そのためには、各種の相談員やボランティア活動など地域のネットワークを活かした取り組みや支援がより必要となっており、行政の窓口だけではなく、身近な地域での社会資源を活用した総合的な相談窓口の設置を図ることが求められています。

## 1 きめ細やかな相談支援とわかりやすい情報の提供

「この相談はどこに行けばよいのかわからない」、「相談しても十分満足はいく回答が得られない」、「専門的な相談が受けられない」などの声が依然多く、各関係機関との連携を密にし、相談支援体制の整備を図るとともに、従来の“待つ相談”から“アプローチする相談”、としての相談支援体制の充実を図っていきます。広報等による一方的な情報提供にとどまらず、出前講座や個別訪問などをより積極的に展開していきます。

また、せっかくの有用な情報であっても、受け手にとって、わかりやすく利用しやすいものでなければ、意味の無いものとなってしまいます。

障がいの特性に応じた、だれもが理解し、利用しやすい内容の情報提供に努めます。

### ● 具体的な取組み ●

項目	内容
●相談窓口体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 相談支援機能は、障がい者支援にとってますます重要な役割を担っており、さらなる体制の整備が必要です。そのため、その存在と機能について広く周知し、利用の拡大に努めます。</li> <li>➤ 総合的な相談に応じ、ライフステージにおける途切れのない相談支援をしていくために、関係機関との連携を積極的に行い、一人ひとりに必要なサービスを組み合わせ適切な供給主体とつなげるとともに、利用者本人の代弁を行うなどのケアマネジメントの普及とサービス等利用計画対象者の拡大に対応できる提供体制の強化を図ります。</li> <li>➤ 支援者（家族や介助者）への支援の他、医療的相談・障がい理解の相談・こころの健康相談・社会的入院を続けている精神に障がいのある人の退院支援など、より専門的な相談機能の充実に努めます。</li> </ul>
●自立支援協議会の機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 相談支援体制の調整に、行政職員、ケアマネジメント担当者が連携して対応するといったチームアプローチが必要であり、相談支援事業をはじめとする地域移行や虐待防止といった地域福祉推進のネットワークの構築に向け中核的役割を果たす協議の場として自立支援協議会の機能の充実に努めます。</li> <li>➤ 地域内の障がい者支援を行う地域の関係機関のネットワークの核となり、個別の支援に対する関係機関の調整機関としての機能が果たせるよう努め、ここから地域課題の抽出とその解決策の検討を行います。</li> </ul>

項 目	内 容
<p>●きめ細やかな情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 制度ごとの詳細なパンフレットを作成し、手帳交付の機会などにより詳細な制度の周知を行い、サービス等の支給対象の方にわかりやすい情報提供を行います。</li> <li>➤ 点字や音声ガイドを利用した情報提供の手段としての情報機器を日常生活用具として給付し、障がい特性に配慮した情報提供ができる環境づくりを推めます。</li> <li>➤ 視覚障がい者のため広報紙の内容を朗読・録音した「声の広報」・点字広報をボランティアにより作成し活用します。</li> <li>➤ 障がい者団体等が開催する会議等の場に出向き、障がい福祉に関する様々な情報提供を行います。</li> </ul>
<p>●広報、公式ホームページのユニバーサルデザイン化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 広報紙やホームページについて、誰にでも使いやすく伝えたい情報がきちんと伝わるようユニバーサルデザイン化を推進します。</li> </ul>

## 2 自立に向けた生活支援サービスの充実

利用者の視点に立った福祉の社会化を推し進めるうえで、個々のニーズに即した生活支援サービスの提供に努めます。

また、公的（フォーマル）な福祉サービスの充実に加え、NPOなどの民間団体や市民ボランティアなどのインフォーマルサービスの利用の促進も図ります。

### ● 具体的な取組み ●

項 目	内 容
●利用者の視点に立った障害福祉サービス提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 制度ごとの詳細なパンフレットを作成し、手帳交付等の機会をとらえて障害福祉サービス等に関する情報をわかりやすく提供し、必要な方が適切なサービスを利用できるように努めます。</li> <li>➤ 障害福祉サービスの充実は、地域での自立生活を支える基本的な課題です。そのため、各関係機関と連携して、ケアマネジメント（サービス利用計画）の活用をはじめ利用者本位のサービス提供を基本に、多様なサービス提供事業者の新規事業への参入促進など、サービス供給体制の整備促進や障がい特性に対応した福祉サービスの充実を図ります。</li> </ul>
●介護保険サービスとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 身体に障がいのある人の多くが65歳以上の高齢者であるという実態にも眼を向ける必要があります。高齢で障がいのある人が必要な介護保険サービスを十分に利用できるよう、ケアマネージャーとの連携など、きめ細かな配慮をするとともに、介護保険の対象とならない同行援護などの障がい固有のサービスについては、必要なサービスを適切に提供します。</li> </ul>
●地域生活移行の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行は、大きな課題です。このため、施設や病院とグループホーム等の地域の福祉資源と連携を図るとともに、障がいに対する地域の理解を深め日中活動の場の充実を図るなど、地域生活移行の支援に努めます。</li> </ul>
●サービス事業者の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ サービス事業者を対象とした研修の実施や、支援者ガイドブックの作成などにより、事業者の資質向上を支援します。</li> </ul>

### 3 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

地域での自立生活を望んでいる人に対する暮らしの場の整備は多様な形態が想定されます。

特に、グループホームやケアホームなどは、小集団での生活を通じて、その後の単身での暮らしや結婚しての自立生活への足がかりともなることから、今後、民間事業者等の参入をより積極的に働きかけるなど、最重点の課題として取り組みます。

#### ● 具体的な取組み ●

項 目	内 容
●グループホーム、ケアホームの整備の支援	➤ 障がいのある人が地域で暮らすの場として、グループホームやケアホーム等の整備は重要な課題です。事業者に対する補助制度の活用の周知を行い、グループホームやケアホーム等の身近な地域での住まいの場の拡充に努めます。
●住宅改修の促進	➤ 住宅の段差解消や手すりの設置などの住宅改善に対する支援などの施策を推進します。
●施設入所への支援	➤ 多様なニーズを持った利用者からの相談に対応できるよう、入所施設に関する幅広い情報の収集と提供を図り、施設利用を支援します。

## 4 健康づくりへの支援

自ら望んで障がい者（児）になる人はいません。個々の障がいに対応したリハビリテーションや本人はもとより、医療機関・行政等が、各々の機能・役割を十分果たして予防・医療・福祉の連携に努めることが必要となります。

先天的疾患の予防には、妊娠期における予防や周産期医療の充実を図ることが重要です。

乳幼児期においては、発達の節目に合わせた健康診査や相談の体制をつくり、異常の早期発見に努めるとともに、医療機関や関係機関の連携体制により、適切な精密検査や治療・療育が受けられる環境や体制を確保することが必要となります。

また、障がいを早期に発見した場合は、適切な治療・療育を行い、障がいの軽減や重度化の防止に努め、本人や家族の負担の軽減を図ります。

### ● 具体的な取り組み ●

項 目	内 容
● 早期発見・早期療育に向けた保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 母子保健事業において、各種の相談や教室、健康診査を通して、身体の異常や発達障がいなどを早期に発見するとともに、適切な支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。</li> <li>➢ 1歳6か月児や3歳児健診で発達の遅れが見られる場合は、健診事後教室に参加できるよう働きかけます。また、未受診者の把握に重点を置き、虐待予防や虐待の早期発見、早期支援に努めます。</li> </ul>
● 発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 発達障がいのある子どもへの支援については、福祉、保健、医療、教育の各機関と連携して療育支援体制の充実に努めます。</li> <li>➢ 一般保育園等において健常児とともに保育を受けることは、障がい児にとって、将来にわたり日常生活を送っていく上で、大変貴重な体験の一つとなります。このようなことから、統合保育に係る受け入れ体制の確保・充実に努めます。</li> </ul>
● 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障がいのある人に対するリハビリテーション、機能維持、健康管理の支援など保健予防事業を引き続き実施するとともに、自立訓練（機能訓練）の給付を勧めます。</li> </ul>

## 5 日常生活を支える経済的な支援

本人の収入の大半は障害者年金等であり、困窮を抱える家庭経済の実態がアンケート結果からもうかがえることから、今後も公的な各種手当や助成制度等の周知を図るとともに、その継続に努めます。

### ● 具体的な取組み ●

項 目	内 容
● 各種手当等制度の周知と継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人に対して、国や県の特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、在宅重度障害者手当、特別児童扶養手当等や、市の心身障害者扶助料による経済的援助を行います。また、障害者年金についての情報提供に努めます。</li> </ul>
● 医療費の助成・給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障害者医療助成として、身体障害者手帳・療育手帳所持者で一定の条件に該当する方、自閉症状群と診断された方の保険診療による、入・通院医療費自己負担額を助成します。</li> <li>➢ 精神障害者医療助成として、精神障害者保健福祉手帳所持者で一定の条件に該当する方に保険診療による精神障害医療費自己負担額を助成します。</li> <li>➢ 更生医療の給付として、18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方が、その障がいの程度を軽くし、あるいは障がいを取り除くために、指定医療機関において受ける手術等の処置に要する医療費の一部を給付します。</li> <li>➢ 精神通院の給付として、精神疾患のある方が、その治療のために通院医療を受ける場合、それにかかる医療費の一部を給付します。</li> </ul>



## 施策目標2

**日中活動の場の充実と就労を促進する**

## ● 基本的な方向性 ●

障がいのある人の身近な暮らしの場の整備と合わせ、日中活動の場の整備をしていくことで、住み慣れた地域での自立した生活を送ることができるようになります。

年齢や障がいの状態、障がいのある人自身の志向などにより活動の内容や形態は異なりますが、それぞれが一人ひとりの自己実現に資するよう機能することが大切です。

また、その活動の場は障がいのある人の可能性を拓ける役割も担っています。

さらに、職業的な自立は、その人なりの自己実現の道筋の一つであり、誰もが意欲と能力に応じていきいきと働くことのできる職場環境及び地域社会を構築し、労働者としての権利と義務を行使しうる主体として、障がいある人の多様な働き方を確立することが求められています。

働くことにチャレンジし、働き続けるためには、身近な地域での就業面・生活面での一体的・継続的な支援が重要であり、各種雇用・就業に関する相談事業や地域の実情に則した雇用施策が必要です。このためには、地域での就業支援の核となるハローワーク等と就労支援事業者が緊密な連携・協力により、地域での就労支援を進めていくことが求められています。

## 1 ライフステージにおける多様な活動の場の充実

障がいのある方が、その生涯を通じ地域の中で充実した生活を送るためには、それぞれのライフステージに応じた日中活動の場の確保が求められています。

住み慣れた地域での自立した生活を支援し、一人ひとりの自己実現に資するよう、個別ニーズに応じた多様な活動の場の充実を図ります。

### ● 具体的な取組み ●

項目	内容
●未就学児の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 就園前や就園できない子どもを対象とした親子通園事業において、療育支援と発達支援を実施します。</li> <li>➤ 未就学児を対象とした児童デイサービス（児童発達支援事業）を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の確保に努めます。</li> </ul>
●就学児の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 就学児を対象とした児童デイサービス（放課後等デイサービス）や日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、平日の放課後や休日、夏季休業をはじめとする長期休業期間などにおいて障がいのある児童・生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。</li> </ul>
●学校等卒業後の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 介護を必要とする方を対象とした生活介護事業所を市において設置し、日常生活に必要な支援を受けながら、創作的活動や生産活動の機会の提供などの支援が受けられる場の確保に努めます。</li> <li>➤ 地域活動支援センターを活用し、障がい者が生きがいを見つけられるよう、機能訓練や創作活動の提供などの支援が受けられる場の確保に努めます。</li> <li>➤ 重い後遺症のある中途障がいのある人や現在はほとんど自宅で過ごしている精神に障がいのある人も家庭に閉じこもることないように活動の場の確保に努めます。</li> </ul>

## 2 より豊かな就労への支援

障がいのある人の雇用を促進するため、労働・福祉・教育等の関係機関が、それぞれの立場から障がいのある人及び企業に対する支援に取り組んでいますが、これら支援をより効果的なものとしていくためには、各支援機関が、より一層の連携・協力を深めていくことが不可欠です。

このため、障がいのある人が働くことにチャレンジし、働きつづけることができるよう、ハローワークをはじめ、各支援機関の緊密な連携・協力により、「福祉から就労へ」の取り組みを進めます。

### ● 具体的な取組み ●

項 目	内 容
●情報提供・相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 就職を支援するため、障害者雇用に関する情報について、ハローワーク等との連携により、相談窓口での提供体制の整備に向けた取組みを促進します。</li> </ul>
●就労の促進支援・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者就労・生活支援センターを活用し、身近な地域で、就業面での支援と併せて生活面での支援を一体的に提供するとともに、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携して就職・職場定着に至る相談支援を行い、働き続けることへの支援を進めます。</li> <li>➤ 就労移行支援施設等の活用により、就労への移行を促進します。</li> </ul>
●福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 就労継続支援事業等を活用することにより、障がい者の福祉的就労を促進します。</li> <li>➤ 市の設置する就労継続支援事業所の支援内容の充実と運営の効率化に努めます。</li> <li>➤ 就労支援施設で制作する自主製品等の販売拡大の支援に努めます。</li> </ul>

施策目標3

## 重層的な支援による社会参加を推進する

### ● 基本的な方向性 ●

日常生活は、暮らしの場としての住まいの確保や就労だけで構成されているわけではありません。

障がい福祉施策の目的は、「すべての障がいのある人の地域における自立と社会参加の実現」にあります。住み慣れた地域社会のなかで自立し、主体的に社会参加するためには、その生活を支える身近な地域におけるコミュニケーション支援をはじめ、外出に伴う移動支援や補装具等は欠かすことができないことから、提供体制のさらなる充実と柔軟な対応が求められます。

地域での暮らしに向けた社会生活力の向上のための訓練の場の展開を図るため、障がいのある人のニーズや地域の実情に応じた創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流等を促進することで、障がいのある人の自立と社会参加を促進することが必要です。

## 1 コミュニケーション支援の充実

社会参加を促進する意味からも、手話通訳者や要約筆記者などの人材の確保に努めるとともに、情報機器等によるコミュニケーションの円滑化を支援します。

また、社会福祉協議会の設置するボランティアセンターを活用し、市民ボランティア活動を支援します。

### ● 具体的な取り組み ●

項 目	内 容
● 障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実	➤ 聴覚に障がいのある人や視覚に障がいのある人の生活支援にとって、情報・コミュニケーション支援が必要です。そのため、手話通訳者、要約筆記者などの人材の派遣の充実を図るとともに、点字や音声ガイドを利用した情報提供の手段としての情報機器を日常生活用具として給付し、効果的なコミュニケーション支援を促進します。
● 市民ボランティア活動の支援	➤ 社会福祉協議会の設置するボランティアセンターにおいて、ボランティア連絡協議会を中心に様々な分野の活動を支援します。

## 2 地域とつながる社会参加への支援

長期の入所施設での生活や適切な支援が受けられなかったこと等によって、障がいのある人自身が、主体的に地域で暮らしていくために必要なサービスをうまく活用することができなかったり、金銭管理や外出、他者とのコミュニケーションなど、社会生活を行う上での基本的なことで問題が生じて、さまざまな場面で行き詰ってしまうことが多いのが現状です。

そのため、障がいのある人が社会のなかで主体的に生き、社会参加していくための力としての社会生活力<sup>(※)</sup>の向上と達成に向けた支援に取り組みます。

また、障がいのある人の社会参加を促進するとともに、障がいに対する理解を得る手段として、さまざまな分野の社会活動への機会を積極的につくり、充実した日常生活を送ることができるよう支援します。

### ● 具体的な取り組み ●

項目	内容
● 障がいのある人の社会生活力の向上に向けた外出の支援と社会参加への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域での暮らしに向けた社会生活力<sup>(※)</sup>の向上のため、それぞれの障がいに対応した生活訓練の実施、補装具や日常生活用具としての各種福祉機器の給付に努めます。</li> <li>➤ 外出をする際の支援として、視覚に障がいのある方には同行援護、行動障がいのある方には行動援護、その他外出時に支援が必要な障がいのある方には移動支援のサービスを支給することにより、社会参加への支援をします。</li> <li>➤ 障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、また、障がいに対する理解を得る手段として、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の確保に努めます。</li> <li>➤ 身体に障がいのある方が、就労・通院・通学等のため、普通自動車免許の新規取得に要した経費の一部や、本人が所有・運転する自動車を必要に応じて改造する費用の一部を助成することにより社会参加への支援をします。</li> <li>➤ 障がいのある人の社会参加を一層推進するため、身体障害者補助犬の啓発に努めます。</li> <li>➤ 精神に障がいのある人への偏見が根強い中、相互の理解を深めることは容易ではありません。そのため、啓発等を通じて障がいを受け容れやすい環境を整備し、支援の必要なすべての精神に障がいのある人が充実した福祉サービスを利用できるよう支援します。</li> </ul>

(※) 社会生活力(social functioning ability, SFA)

様々な社会的な状況の中で、自分のニーズを満たし、一人ひとりにとって可能な最も豊かな社会参加を実現する権利を行使する力を意味します。すなわち、障がいのある人が、地域社会の中で利用できる社会資源を積極的に活用することにより、主体的に生活を切り開いていき、社会参加し、周りの人々の意識も変えて行くような力を意味しています。

## 施策目標4

**地域で育む福祉の推進を確かなものにする**

## ● 基本的な方向性 ●

障がい福祉の推進が、「万人のための社会づくり」につながるという考え方が、地域社会の隅々にまで行き渡るよう、市民と一体となった積極的かつ継続的な活動を通じ、障がいや障がいのある人への理解を深めていくことが必要です。

従来、地域における多様な福祉課題については、「お互いさま」という根源的な相互扶助の考え方によって地域住民自らが解決してきました。しかし、“無縁社会”、“絶縁社会”ということばに象徴されるように、地域のつながりが希薄化し、これらの相互扶助の考え方にたった支え合いや助け合い、分かち合いの機能の多くが、サービス事業者や行政による公的な福祉サービスとして外部化され、そのことに伴い、その機能が減退してきたといえます。そのことから、住民が主体的に地域で支え合いや助け合い、分かち合いを広げていく「共助の拡大」とともに、「互助」、「共助」と「公助」が一体となった地域の福祉を進めていくことが課題となっています。

たとえば、災害等の緊急事態が発生した際には迅速な対応が図られるよう、日頃から隣近所で声かけや気づかいをするなど、地域における見守り活動を促進する必要がある。町内会単位で情報の共有化を図るとともに、身近な地域において迅速に救援活動ができるよう、緊急連絡体制や自主防災体制の整備を図っていくことが求められます。また、障がいのある人自らのエンパワーメント（自分自身で課題を解決する主体的力）を発揮する「自助」の強化も課題となっています。

「地域」は、隣人たちとの社会的な関係の中で、それぞれの人が自分らしい生き方や暮らし方を実現していく場であり、歳をとっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うできることが、その人の尊厳を支えることとなります。

そのため、地域や学校といった場での交流の機会を大切にし、啓発の充実を図るとともに、引き続き市民への啓発に積極的に取り組んでいくことが求められています。

## 1 相互理解と交流を通じたところのバリアフリー

いまだ、障がいのある人への差別や偏見があると感じている人も多く、また、障がいのある人の社会参加を阻害する要因にもなっていることから、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる場面において、お互いの個性や多様性を認め、相互に高めあっていけるよう、あらゆる機会を通じた人としての権利を尊重する教育や啓発活動を推進し、「その人らしく地域で暮らすための権利を守るための支援」（権利擁護）の推進や成年後見制度の利用促進を図ります。

### ● 具体的な取組み ●

項目	内容
● 人としての権利を尊重する活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がいのある人に対する権利擁護相談や日常生活自立支援事業の活用、成年後見制度の周知と利用の促進など支援の充実を図ります。</li> <li>➢ 障がいのある人に係る問題の解決が、「万人のための社会づくり」につながるという観点から、この精神が社会の隅々にまで行き渡るよう地域と一体となった積極的かつ継続的な啓発・交流に努めます。</li> </ul>
● 人としての権利を尊重する教育・福祉への関心を高める教育の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障がいを理解し「機会平等化」と「自立支援」への様々な取り組みが、障がいのある人の権利の尊重につながるものであることを、可能な限り障がいのある人の生活の姿を通して、その生き方に共感呼び起こすよう、地域や学校といった場での相互交流の機会を大切にし、引き続き啓発の充実を図ります。</li> <li>➢ 子どもの発達段階に即し、障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深め、福祉への関心を高めるための教育を推進します。</li> <li>➢ 社会福祉協議会と協働して、小中学校における福祉実践協力校の総合的な学習の時間に盲導犬とのふれあいや車椅子体験など福祉をテーマにした講習を行います。</li> </ul>
● 統合保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障がいのある幼児との統合保育等を通じ、ともに遊び、学ぶ機会の拡充に努め、すべての幼児の豊かな人格形成をめざします。</li> <li>➢ 職員の専門性の向上を図り、就学前の障がい児保育の充実を図るとともに、保護者に対する支援を行います。</li> </ul>



項 目	内 容
●共に学び、共に育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 研修等を通じて、教職員一人ひとりの意識の高揚に努めます。さらに、障がいのある児童・生徒については、自らの意見を表明することが困難なこともあり、学校全体としての指導体制の徹底や校外の相談体制の充実を図ります。</li> <li>➤ 自己肯定感を育み、幼児・児童・生徒が自分を取り巻く人間関係を自ら豊かに構築していけるよう指導の充実に努めます。</li> <li>➤ 障がいのある児童・生徒について、学校全体としての協力体制のもとに教育活動を推進するとともに、本人・保護者などの意向も踏まえ、個別の指導計画を作成するなど、一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図ります。</li> <li>➤ 障がいのある児童・生徒の保護者が早期から教育相談などを受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等が連携して支援体制の整備に努めます。</li> <li>➤ 保護者や地域社会の意見を学校運営に反映するため、開かれた学校運営を推進します。</li> <li>➤ 障がいのある子どもたちが学習活動に支障をきたすことのないよう、施設・設備面を始めとする個々の障がいの状況に応じた合理的配慮に基づくバリアフリー化などの整備に努めます。</li> </ul>

## 2 地域ぐるみで取り組む福祉の推進

障がいのある人もない人も、ともに支えあう地域福祉を推進するため、人として尊重しあえる地域社会としていくことが重要です。

バリアフリーの理念は、社会の変化とともに、「障がいのある人が社会生活をしていく上でのバリア（障壁）となるものを除去する。」という意味から、「障がいのある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）を除去する。」という意味へと発展してきており、その目指すべき目標は、はじめから障がいのある人・高齢者なども含めて、できるだけ幅広い人々を想定し計画・実施することにより、バリアを最初から限りなく少なくしていこうとする考え方である「ユニバーサルデザイン」と共通しているといえます。

誰にでも開かれたまちづくりを推進するため、安全で快適な生活環境の形成を図り、障がいのある方の自立と社会参加を促進します。

また、人として尊厳をもって生きることができるよう、権利擁護についての啓発活動を推進し、障がい者差別や虐待防止についての取り組みを推進します。

### ● 具体的な取組み ●

項目	内容
● バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	➢ 福祉のまちづくりを推進し、ひとにやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペースなどの整備・改善に取り組むとともに、その必需性や利用マナーについて市民の理解を得るため、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方について、普及と啓発に努めます。
● 虐待防止に向けた取り組みの推進	➢ 障がい者に対する虐待は、重大な権利侵害です。虐待予防・早期対応を適切に行うため、虐待防止ネットワーク協議会を核として、医療、教育、福祉、行政、司法・警察等地域の関係機関と協働したセーフティネットの充実など、権利擁護、虐待防止の取り組みを推進します。
● 地域の支援者のネットワークの構築	➢ 地域福祉を推進するためには、障がい者支援に携わる団体、事業所、行政等、地域の関係機関全体で話し合える場が必要であり、自立支援協議会を活用した関係機関相互の連絡調整による地域での見守りや当事者家族の支援などのケア体制の整備に努めます。

### 3 福祉人材・ボランティアの養成

近年、定年退職を迎えた人を中心に、社会貢献への意欲が高まりつつあり、ボランティア活動や地域活動への関心も高まっていることから、広報や公共の掲示板等など各種媒体を通じ、募集案内や活動内容などの周知を図ります。

一方で、専門知識をもった福祉人材の養成、確保を図るとともに、福祉を担う人材の質的な向上を目指します。

#### ● 具体的な取組み ●

項 目	内 容
●多様な福祉人材の養成とサービス事業者の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内の事業者に対して、県の実施する講習会等の情報を提供し、各種専門職などの人材養成や資質の向上を支援します。</li> </ul>
●各種ボランティア講座の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市民に対するボランティア意識の向上に向け、ニーズに沿った各種ボランティア講座の開設を図ります。</li> </ul>

## 4 災害時における支援体制づくり

災害等の緊急時における支援対策は、地域全体で考えなければならない大きな課題です。

市全体の防災計画に基づいた対策を、当事者の参画を得て、庁内の関係部署や、社会福祉協議会、障害者支援事業所、医療関係機関等と検討を深め、障がい者にとって安全で快適な地域や生活環境を整えます。

また、要援護者の登録について、今後もその主旨の周知に努めます。

### ● 具体的な取組み ●

項 目	内 容
● 地域防災の取り組みへの参加啓発	➤ 地域の自主防災会の訓練への参加を促し、障がい者やその家族が自ら訓練に参加することにより防災意識の高揚を図ります。
● 福祉避難所の整備	➤ 福祉避難所を指定し、災害発生後できるだけ早い時期に開設して適切な保健・医療・福祉サービスを提供できるよう努めるとともに、障がい特性に配慮した備品の整備を進めます。また、要援護者の状況によっては、社会福祉施設等への一時入所等の措置ができる協力体制を検討します。
● 災害時要援護者の対策の推進	➤ 要援護者の把握を行うとともに、当事者の声を十分反映した災害時避難マニュアル等の整備を行い、迅速な安全の確保に努めます。

